

副本

中労委令和5年（不再）第1号
大阪府不当労働行為事件

再審査被申立人主張書面（1）

令和5年7月3日

中央労働委員会会長 様

再審査被申立人代理人

弁護士 中 川



再審査申立人 大阪教育合同労働組合

再審査被申立人 大阪府

再審査被申立人は、初審命令が認定した事実等について、以下のとおり認否する。

第1 初審命令中「第4 認定した事実」について

1 「1 当事者等」について

同（1）は認める。

同（2）のうち、三段落目（平成元年12月7日付けで、地公法第52条及び第53条の規定に基づき、「大阪教育合同労働組合」という名称の団体が同法上の職員団体として大阪府人事委員会に登録されている事実）は認め、その余は不知。

同（3）は認める。

2 「2 過去の救済申立てに係る経緯等」について

いずれも認める。

3 「3 本件地公法改正から本件申立てに至る経緯」について

いずれも認める。

第2 初審命令中、「第3 争点」、並びに、「第5 争点に係る当事者の主張」について

このうち、被申立人の主張についての記述は、とくに争わない。

被申立人は、初審命令で列記された主張を維持するものである。

以上